

理・美容所の構造設備

施設の区分	原則、作業室は居室その他作業に直接関係のない場所と隔壁等により完全に区分されていること
作業室の有効床面積	<ul style="list-style-type: none"> ・受付、待合い室、休憩室、便所等を除く理美容行為を行う場所 ・いすの台数と面積の関係は右表※1のとおり
待合室等	順番待ちをしている客全員が十分に座れる等の適当な広さの待合い室又は待合席を設けること
天井	<ul style="list-style-type: none"> ・床上2.1m以上の高さ ・ほこりの落下を防ぎかつ、保温に有効な構造とすること
床・腰張り	コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造
採光・照明・換気	<ul style="list-style-type: none"> ・採光、照明及び換気を十分に確保すること 照度:作業面で100Lux以上(300Lux以上が望ましい) 換気:室内炭酸ガスが5cm³/L(0.5%)以下
洗い場の設置	右表※2 のとおり3つの流水式設備を設けること
便所	隔壁等によって作業場と区別され、専用の手洗い設備を設けること
収納設備	<ul style="list-style-type: none"> ・タオルや化粧品を衛生的に保管できる設備 ・消毒済の器具と未消毒の器具を区分して納める容器を備えること(消毒済に関しては密閉できる状態が望ましい)
毛髪箱汚物箱	<ul style="list-style-type: none"> ・ふた付き ・それぞれ1個以上用意すること
救急箱	<p>外傷に対する応急措置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること</p> <p>例) 消毒薬、キズ薬、絆創膏、ガーゼ、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等</p>

※1 作業場の最低必要面積と設置できるいすの数

作業場の最低必要面積(m ²)	いすの数(脚)	
	理容所	美容所
9.9	1	2
13.2	2	3
16.5	3	4
19.8	4	5
23.1	5	6
26.4	6	7
29.7	7	8
33.0	8	9
36.3	9	10
以降+3.3毎に	+1	+1

※2 3つの洗い場

①手洗い設備 (従業者用)	手洗い用液体石けん等の手指の消毒設備を設置すること
②器具洗い設備	ブラシ、くし、ロット等の器具を洗うのに十分な広さのものとする
③洗髪設備	頭髮に係る作業を行わない理美容所については不要

消毒設備等	器具類を消毒するもの(消毒薬、紫外線消毒器、蒸気消毒器等)があること(※3参照)
-------	--

※ 3 消毒設備等

クリッパー・
はさみ・くし・
刷毛・ふけ取
り・かみそり

皮膚に接する器具は、十分に洗浄した後、次のいずれかの方法により消毒すること

1 かみそり（頭髪を切断する用途のものは除く） 血液の付着しているもの又はその疑いのある器具

- ①煮沸消毒器による消毒
・煮沸後2分間以上煮沸
- ②消毒用エタノール（76.9～81.4%）による消毒
・10分間以上浸す
- ③次亜塩素酸ナトリウム液（0.1%以上）による消毒
・10分間以上浸す

2 1以外の器具

- 1（①～③）と同様の消毒
- ④紫外線照射による消毒
・20分以上85 $\mu\text{w}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を照射
- ⑤蒸し器等による蒸気消毒
・80 $^{\circ}\text{C}$ 超の蒸気に10分間以上触れさせる
- ⑥消毒用エタノール（76.9～81.4%）による消毒
・エタノールを含ませた綿もしくはガーゼで器具の表面をふき取る
- ⑦次亜塩素酸ナトリウム液（0.01%以上）による消毒
・10分間以上浸す
- ⑧逆性石けん液（0.1%以上）による消毒
・10分間以上浸す
- ⑨グルコン酸クロルヘキシジン（0.05%以上）による消毒
・10分間以上浸す
- ⑩両性界面活性剤（0.1%以上）による消毒
・10分間以上浸す

蒸しタオルを使用する場合：蒸し器などによる蒸気消毒又は、次亜塩素酸ナトリウム液による消毒に必要な設備または器材を備えること